

## 都道府県漁業調整規則で定められている遊漁で使用できる漁具・漁法(海面のみ)

☆ 釣り等の遊漁では、この一覧表で示された漁具・漁法以外を使用することはできません。また、一覧表に示された漁具・漁法であっても「×」が記載されている都道府県では使用できません。

例えば、「やす」、「徒手採捕」は一覧表にあり「×」が記載されていない都道府県では使用できますが、「潜水器(簡易潜水器を含む)」や「水中銃」は一覧表にはないので使用できません。

このため、「潜水器(簡易潜水器)」を使用しながら「やす」や「徒手採捕」で水産動植物を採捕することはできません。

☆ さらに、この一覧表で使用可能となっている漁具・漁法であっても、使用できる海域、漁具の大きさや個数等が制限されている場合があります。特に、まき餌釣りや灯火の利用等については注意が必要です。

使用する前に、必ず、各都道府県の水産担当部局に詳細を確認してください。

「遊漁の部屋」のトップページに各都道府県の遊漁に係るお問い合わせ窓口を掲載しています。また、各都道府県のホームページの遊漁に関するページにジャンプすることもできます。

○使用可能 ●集魚灯、火光、照明器具の使用禁止 △船舶の使用禁止 ※まき餌釣り禁止 ▲船舶を使用してのまき餌釣り禁止  
×使用禁止

令和4年7月31日 現在

都道府県	手釣り・竿釣り	ひき縄釣り (トローリング)	たも網	さで網	投網	やす (もり類を除く) 注1	は具	徒手採捕
北海道	○	×	○ 注2	×	×	×	×	○
青森県 注3	○ 注38	×	○	○	○	○	○	○
岩手県	○	×	○	○	△	×	○ 注4	○
宮城県	○	×	○	○	○	○	○	○
秋田県	○ 注35	×	○	○	△	○	○	○
山形県	○	×	○	○	×	△	×	○
福島県	○	×	○	○	△	○	○	○
茨城県(海面)	●※注37	○ 注43	●	●	●△	●	● 注5	●
茨城県 (霞ヶ浦北浦)	●※	×	●△	●△	●△	●△	●△	●
千葉県	● 注44	×	●	●	●△	×	×	● 注6
東京都	●※	○ 注7	●	●	●△	○	● 注27	●

都道府県	手釣・竿釣	ひき縄釣 (トローリング)	たも網	さで網	投網	やす (もり類を除く) 注1	は具	徒手採捕
神奈川県	●	×	●	●	●	● 注8	● 注9	●
新潟県	○	×	○	○	△	○	○	○
富山県	○	×	○	○	△	○	×	○
石川県	○ 注 45	×	○	○	△	○	○	○
福井県	○ 注 46	×	○	○	△	○	○	●
静岡県 注 10	○ 注 11	○ 注 7	● 注 34	● 注 34	△	● 注 12 注 34	○ 注 13	○
愛知県 注 14	○	○ 注 7 注 39	●	×	○	○	○ 注 28	○
三重県	○	×	○	○	△	●	● 注 28	○
滋賀県 注 15	○	○ 注 16	○	○	△	○ 注 17	×	○ 注 18
京都府	○	×	○	○	△	○	○	○
大阪府	○	×	○	○	○	○	○	○
兵庫県	○▲	×	● △ 注 19	● △ 注 19	● △	×	● △ 注 40	○
和歌山県	○▲ 注 47	○ 注 7 注 29	○	○	△	×	○	○
鳥取県	○	×	○	○	○	○	○	○
島根県	○▲ 注 20	×	○	○	△	○	○	○
岡山県 注 21	●▲	×	△	×	△	○	○	○ 注 30
広島県	●▲	×	● △	● △	● △	●	●	●
山口県	○	×	○	○	△	● 注 36	● 注 36	○
徳島県	○	×	●	●	○	● 注 41	● 注 42	○
香川県	●▲ 注 22	×	●	●	● △	● △	● △	●
愛媛県	○▲	×	●	●	△	●	○	○
高知県	○	×	●	●	○	●	○	○

都道府県	手釣・竿釣	ひき縄釣 (トローリング)	たも網	さで網	投網	やす (もり類を除く) 注1	は具	徒手採捕
福岡県 注 31	○ 注 24	×	●	●	△	●	○	○
佐賀県 注 23	○ 注 32	×	○	○	△	●	○	● 注 30
長崎県	○	○ 注7	●	×	○	○	○	○
熊本県	●	×	●	●	● △	●	●	●
大分県 注 25	○	×	○ 注 33	○ 注 33	△	○ 注 26	○	○
宮崎県	○	×	○	○	△	● △	△	○
鹿児島県	○	×	○	○	△	○	○	○
沖縄県	●	○	○	○	△	○	○	○

注1 一般的には、「やす」とは、目的物を突き刺して採捕する漁具の一種で、漁獲物を突き刺す先端部と柄とは固着しており、柄を手に持って目的物を突き刺すものをいう。投射して目的物を突き刺す「もり類」は含まない。一部の都府県では発射装置を有するもの、ゴム又はばね等により発射するものは禁止としているので、使用する場合には必ず各都府県の水産担当部に詳細を確認すること。

注2 網口及び網の長さの最長部が 40cm 未満のものに限る。

注3 このほか、四つ手網が使用できる。

注4 柄の長さ 50cm 以内のくまでに限る。

注5 幅 20cm 未満、爪の長さ 5cm 未満、柄の長さ 50cm 未満のもので網をつけないものに限る。

注6 貝類徒歩掘(まんが及び貝まきを使用するものを除く)及び藻類。

注7 海区漁業調整委員会の承認を受けた場合に限り使用可能。

注8 夜間禁止、水中眼鏡の使用禁止。

注9 いそがねは夜間禁止。水中眼鏡の使用禁止。くまでは幅が 15cm 以下のものに限る。

注10 潜水器漁業の許可を受けて行う場合を除き、潜水器(簡易潜水器)を使用する漁法は禁止。

注11 から釣は禁止。

注12 水中眼鏡の使用禁止。

注13 「は具」は火光又は水中眼鏡の使用禁止。くまでは幅が 15cm 以下のものに限る。

注14 このほか、四つ手網(3m平方未満の網に限る)、動力を利用しない瀬干し漁法が使用できる。

注15 このほか、押網(5月1日～7月31日までは夜間の使用禁止)、搔網、(貝搔網を除く)、採藻具、置針が使用できる。

注16 琵琶湖及び内湖等に限る。海区漁業調整委員会の承認が必要。

注17 5月1日～7月31日は夜間の使用禁止。

注18 イケチョウガイの採捕を除く。

注19 漁船登録された動力漁船を除く。

注20 規則で定められた海域に限り、船舶(ゴムボート、手こぎボートを含む)を利用してのまき餌釣りは禁止。

注21 このほか、せん(口径 15cm、長さ 90cm 未満のものに限る)が使用できる。

注22 船舶を使用するマダコ釣りは禁止。

注23 有明海においては集魚灯の利用は禁止。

注24 集魚灯を利用する場合は電球 10kW 以下。ただし、筑前海区においてLED集魚灯を使用する場合は、消費電力を 5 倍換算する。

- 注 25 干潟では火光を利用する漁法は禁止。
- 注 26 瀬戸内海では火光の利用禁止。
- 注 27 貝まきを除く。
- 注 28 じょれんを除く。
- 注 29 西牟婁郡白浜町市江崎灯台中心点から南西の線以北の和歌山県地先海面においてするものを除く。
- 注 30 歩行徒手採捕のみ可能(素潜りなどでの採捕は禁止)。
- 注 31 有明海においては集魚灯の利用は禁止。筑前海の干潟及び豊前海の干潟においては照明の利用は禁止。
- 注 32 松浦海区漁業調整委員会指示により禁止区域あり。
- 注 33 さより又はしらうおの採捕に使用する場合は禁止。
- 注 34 火光を使用する場合は、海区漁業調整委員会の承認が必要。
- 注 35 秋田海区漁業調整委員会指示による禁止区域・時期あり。
- 注 36 山口県の日本海では、夜間潜水して水産動植物の採捕することを山口県日本海海区漁業調整委員会指示で禁止している。
- 注 37 火光利用による釣りの禁止は、いか及びさばを目的とする場合を除く。
- 注 38 青森県東部海区漁業調整委員会又は青森県西部海区漁業調整委員会指示によるまき餌釣りの禁止区域あり。
- 注 39 北緯三十四度三十分二十四秒東経百三十七度二十九分十九秒の点から二百五十二度に引いた線以北の愛知県地先海面においてするものを除く。
- 注 40 熊手(幅 20cm以下で網が付いていないもの)、又は移植ごて(最長の部分が 40cm 以下のもの)に限る。
- 注 41 徳島海区漁業調整委員会指示により第一種共同漁業権区域内での使用禁止。
- 注 42 徳島海区漁業調整委員会指示により第一種共同漁業権区域内では熊手及び移植ごてを除き使用禁止。
- 注 43 北緯 36 度 00 分の線、宮城県金華山東端から 189 度に引いた線、北緯 36 度 40 分の線及び陸岸に囲まれた海域(領海及び内水を除く。)に限る。ただし、海区漁業調整委員会の承認が必要。
- 注 44 千葉海区漁業調整委員会指示によるまき餌釣りの禁止区域あり。
- 注 45 石川海区漁業調整委員会指示によるまき餌釣りおよび船釣りの禁止区域あり。
- 注 46 福井海区漁業調整委員会指示によるまき餌釣りの禁止区域あり。
- 注 47 和歌山海区漁業調整委員会指示で定められた海域に限り、船舶を使用するまき餌釣りは禁止。